

**【販 売】**

日本製薬株式会社

**【主な対象】**

慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎、クローン病)が疑われる患者及び炎症性腸疾患の患者

**【主な測定目的】**

糞便中のカルプロテクチンの測定(炎症性腸疾患の診断補助及び病態把握の補助)

**【測定方法】**

イムノクロマト法

**【有用性】**

糞便中のカルプロテクチン量を測定することで、慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎、クローン病)が疑われる患者に対しては診断の補助として有用であり、潰瘍性大腸炎又はクローン病の患者に対しては腸管の炎症の程度を評価することで病態把握の補助として有用である。また本品はイムノクロマト法によって短時間(12分)で1検体ずつの測定が可能であり、更に付属の抽出液入り専用容器を用いることで測定前の試料調製が容易なことから、臨床現場での即時検査(POCT: Point of Care Testing)にも対応した診断薬となっている。

**【特 徴】**

炎症性腸疾患(Inflammatory Bowel Disease: IBD)に含まれる潰瘍性大腸炎は大腸に、クローン病は口腔から肛門までの消化管全体に慢性的な炎症および潰瘍等をひきおこす原因不明の疾患であり、頻回な下痢と腹痛や発熱などが特徴的な症状である。また発症後は再燃と寛解を繰り返しながら長期の経過をたどり、患者のQOLを大きく損なう疾患であることも知られている。潰瘍性大腸炎(Ulcerative Colitis: UC)とクローン病(Crohn's disease: CD)の患者数はいずれも増加の一途をたどっている。従来、IBDの病態把握の手法としては、血便や排便回数といった臨床症状のスコアによる方法と、臨床症状に内視鏡検査による炎症の程度や広がりを含むスコアで評価する方法が行われてきた。しかしながら内視鏡検査は患者に対する負担が大きい検査であり、負担が少なく客観性のある非侵襲検査が求められてきた。

カルプロテクチンは、主に好中球より分泌されるカルシウム結合蛋白である。IBDにおいては、炎症部位への細菌や真菌類の侵入を防止すべく誘導された好中球より腸管腔へ放出され、便と共に体外へ排出される。従って便中のカルプロテクチン濃度は腸管の炎症の程度を反映することから、IBDの診断補助や病態把握の補助に有用であることが示されてきた。

本品は「潰瘍性大腸炎の病態把握の補助」を使用目的とした検査薬として令和2年10月1日から保険適用されたが、今回、「炎症性腸疾患の診断補助及び病態把握の補助」として令和4年5月1日より保険適用

<令和4年5月より保険適用(適用拡大)>

**D003 粪便検査 9**

カルプロテクチン(糞便)

**【保険点数】**

270点

**【製品名(製造販売元)】**

カルプロテクチン POCT モチダ(三洋化成工業  
株式会社)

**【発売元】**

持田製薬株式会社

となり、炎症性腸疾患の診断から病態把握に至る一連の検査に幅広くお使いいただけすることが可能となった。

【臨床性能試験結果】

- 1) 潰瘍性大腸炎の病態把握の補助における参考基準値として 240 µg/g  
他法との相関性試験により、Disease Activity Index (DAI) 内視鏡スコア 1 以下を内視鏡的寛解としたときの内視鏡的寛解群と非寛解群の指標として設定されている。
- 2) クローン病の病態把握の補助における参考基準値として 80.0 µg/g  
他法との相関性試験により、クローン病の内視鏡的非活動状態の指標として設定されている。
- 3) 健康人における参考値として 94.0 µg/g  
他法との相関性試験により、健康人における参考値として設定されている。

【留意事項】

1. 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D003(4) ア 中「ELISA 法、FEIA 法又は LA 法」を「ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法又は LA 法」に改める。  
ア. 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法又は LA 法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が 3 月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
2. 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D003(4)イ中「クローン病については FEIA 法により測定した場合に、」を「クローン病については ELISA 法、FEIA 法又はイムノクロマト法により測定した場合に、」に改める。  
イ. 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎については ELISA 法、FEIA 法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又は LA 法により、クローン病については ELISA 法、FEIA 法又はイムノクロマト法により測定した場合に、それぞれ 3 月に 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を 1 月に 1 回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
ウ. 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は病態把握を目的とし

て、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同 1 月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

【製品ページ URL】

[https://www.sanyo-chemical.co.jp/medical\\_device\\_in\\_vitro\\_diagnostics](https://www.sanyo-chemical.co.jp/medical_device_in_vitro_diagnostics)

(文責：三洋化成工業株式会社／

監修：日本臨床検査医学会臨床検査点数委員会)